

第5編

再犯・再非行



「再犯防止シンポジウム2019」の様子
【写真提供：法務省大臣官房秘書課】



更生保護制度70周年記念ポスター
【画像提供：法務省保護局】

第1章 再犯防止対策の概観

第2章 再犯・再非行の概況

第1章

再犯防止対策の概観

第1節 再犯防止対策の推移

我が国の刑法犯の認知件数が平成8年以降毎年戦後最多を更新するなど、犯罪情勢が悪化の一途をたどっていたことを踏まえ、15年9月、政府は、**犯罪対策閣僚会議**を開催した。同会議は、同年12月、「**犯罪に強い社会の実現のための行動計画－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－**」を策定し、平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止等を重点課題として掲げ、政府が取り組むべき具体的施策を示した。

その後、刑法犯の認知件数も毎年減少するなど、犯罪情勢には改善の兆しが見られたが、平成19年版犯罪白書の記載にあるとおり、全犯罪者の約30%にとどまる再犯者によって約60%もの犯罪が行われていることが明らかとなり、再犯防止対策の重要性が改めて認識された。

平成20年12月、犯罪対策閣僚会議は、犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する不安感を解消するため、犯罪対策の新たな行動計画として、「**犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008**」を策定し、その中で、「**犯罪者を生まない社会の構築**」を重点課題として掲げ、刑務所出所者等の再犯防止に取り組むべきことを明らかにした。

平成24年7月、犯罪対策閣僚会議は、より総合的かつ体系的な再犯防止対策を構築する必要があるとして、「**再犯防止に向けた総合対策**」を策定し、関係諸機関の連携による一層効果的な再犯防止対策の推進を図ることとした。この総合対策においては、特に重要と考えられる課題として、三つの観点を示し、四つの重点施策を掲げるとともに、具体的な数値目標を設定した。

平成25年12月、政府は、犯罪対策閣僚会議が取りまとめた「**「世界一安全な日本」創造戦略**」を閣議決定した。この創造戦略は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を視野に「犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進」を戦略の一つとして掲げ、対象者の特性に応じた指導や支援の強化等の再犯防止対策を推進していくことを明らかにした。

平成26年12月、犯罪対策閣僚会議は、「**宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～**」（以下この章において「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」という。）を決定した。この宣言は、犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れることが自然にできる社会環境を構築することが不可欠であるとして、刑務所出所者等の再犯防止の鍵となる「仕事」と「居場所」の確保に向けた具体策を示すとともに、2020年（令和2年）までに、「①犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業数を現在の3倍にする」、「②帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる」という数値目標を設定した。

さらに、平成28年7月、犯罪対策閣僚会議は、「**薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～**」を決定し、再犯防止対策の更なる推進を図ることとした。

第2節 再犯防止推進法に基づく再犯防止対策

1 再犯防止推進法

平成28年12月7日、議員立法により、**再犯防止推進法**が成立し、同月14日に施行された。同法は、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにすると

もに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としている。そして、国については、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し実施する責務があり、地方公共団体については、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた再犯の防止等に関する施策を策定し実施する責務があるとし、国及び地方公共団体は、相互に連携を図らなければならないと、民間団体等との緊密な連携協力の確保にも努めなければならないとしている。

2 再犯防止推進計画

平成29年12月、再犯防止推進法に基づき、政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、30年度からの5年間に関係府省庁が取り組む「再犯防止推進計画」を閣議決定した。この再犯防止推進計画は、5つの基本方針の下、7つの重点課題について、115の具体的な再犯防止施策を盛り込んでいる。

〔5つの基本方針〕

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

第3節 再犯防止対策の取組状況

「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」では、犯罪や非行をした者を実際に雇用している協力雇用主の数を令和2年までに約1,500社にまで増加させるとの数値目標を設定していたところ、協力雇用主の雇い入れ拡大のための支援等の実施により、これらの者を雇用する協力雇用主の数は1,556社（元年10月1日現在）となり、前記目標を達成した（2-5-6-6図参照）。

また、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」では、刑務所出所時に適切な帰住先がない者の数を令和2年までに4,450人以下に減少させるとの数値目標を設定していたところ、更生保護施設及び自立準備ホームにおける受入れ促進等の実施により、平成29年には前記目標が達成され、令和元年には3,380人にまで減少した（2-4-2-10図参照）。

さらに、再犯防止推進法において、地方公共団体は、再犯防止推進計画を勘案し、**地方再犯防止推進計画**を定めるよう努めなければならないとされているところ、令和2年4月1日現在、69の地方公共団体（都道府県が31団体、市町村（特別区を含む。）が38団体）において、同計画が策定されている。また、平成30年度から、法務省においては、国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について検討するため、事業期間を令和2年度末までとする「**地域再犯防止推進モデル事業**」を実施しており、36の地方公共団体に同事業を委託している（法務省大臣官房秘書課の資料による）。

前記のとおり、政府においては、再犯防止推進計画に基づき、関係府省庁が連携協力して再犯防止施策を推進し着実に成果を上げつつあるものの、他方で、出所受刑者の約4割を占める満期釈放者について、2年以内再入率が仮釈放者と比較して2倍以上高いなど、より重点的に取り組んでいくべき課題も明らかとなったことから、令和元年12月、犯罪対策閣僚会議は、「**再犯防止推進計画加速化プラン～満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて～**」を決定し、より重点的に取り組むべき三つの課題、すなわち、「①満期釈放者対策の充実強化」、「②地方公共団体との連携強化の推進」、「③民間協力者の活動の促進」について、これらに対応した各種取組をより一層推進することとした。

第2章

再犯・再非行の概況

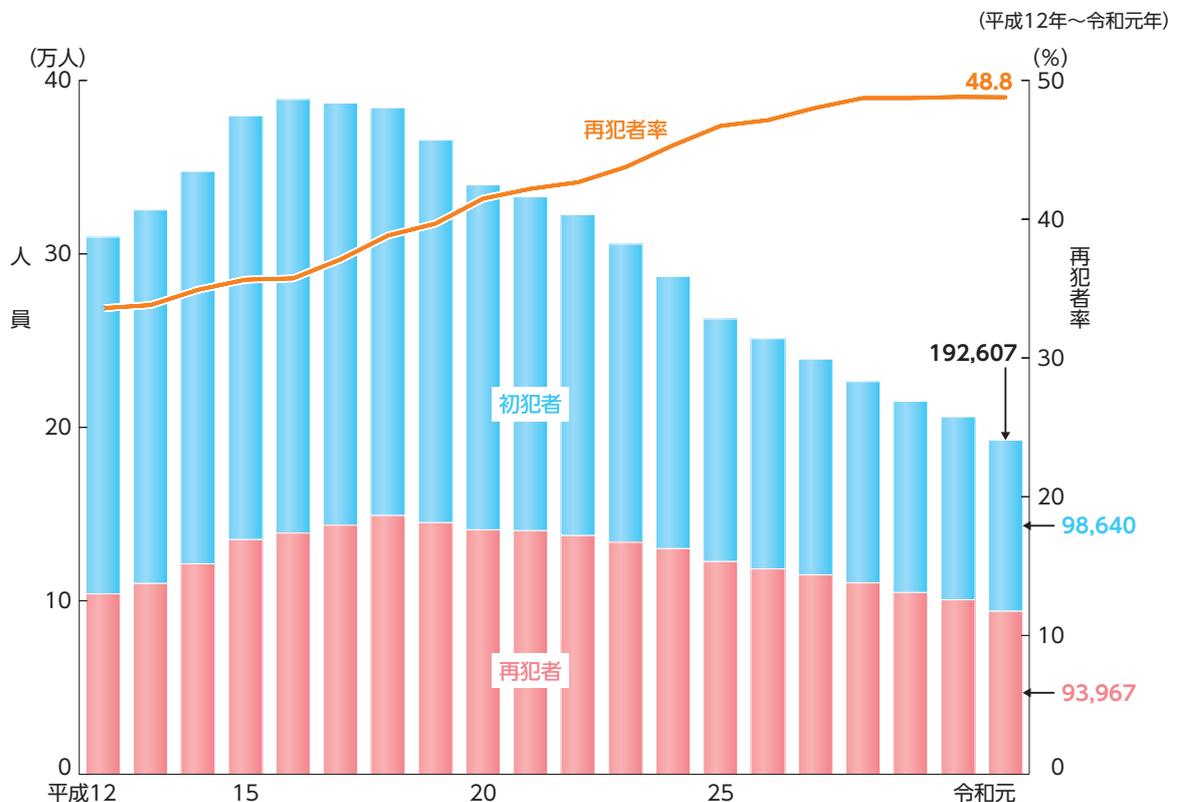
この章では、警察、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階における再犯・再非行の動向を概観する。

第1節 検挙

1 刑法犯により検挙された再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。以下この項において同じ。）の人員及び再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）は、5-2-1-1図のとおりである（再非行少年については、本章第5節1項参照）。再犯者の人員は、平成8年（8万1,776人）を境に増加し続けていたが、18年（14万9,164人）をピークとして、その後は漸減状態にあり、令和元年は平成18年と比べて37.0%減であった。他方、初犯者の人員は、12年（20万5,645人）を境に増加し続けていたが、16年（25万30人）をピークとして、その後は減少し続けており、令和元年は平成16年と比べて60.5%減であった。再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けたため、再犯者率は9年以降一貫して上昇し続けていたが、令和元年はわずかに低下し、48.8%（前年比0.0pt 低下）であった（CD-ROM 参照）。

5-2-1-1図 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



注 1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

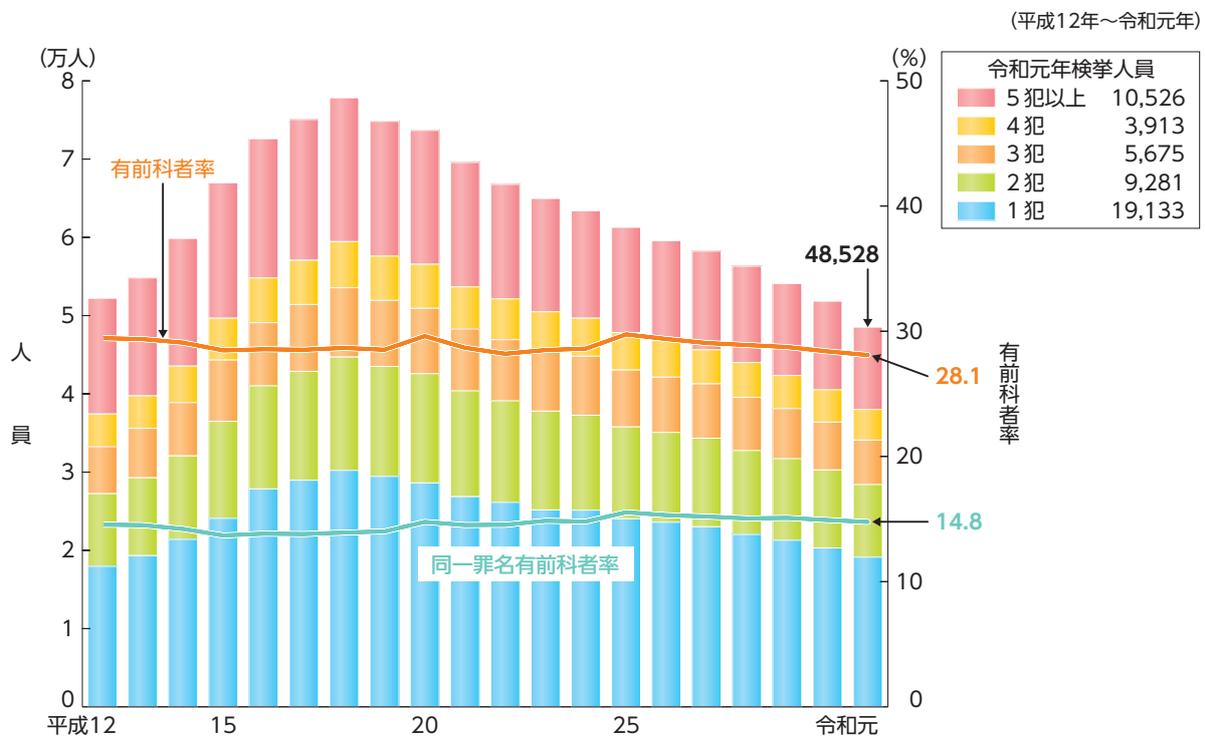
3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

2 刑法犯により検挙された成人の有前科者

刑法犯により検挙された成人のうち、有前科者（道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。以下この項において同じ。）の人員（前科数別）及び有前科者率（刑法犯の成人検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）は、**5-2-1-2図**のとおりである。有前科者の人員は、平成18年（7万7,832人）をピークに減少し続けているが（令和元年は前年比6.4%減）、刑法犯の成人検挙人員総数も減少し続けているため、有前科者率は、平成9年以降27～29%台ではほぼ一定している。令和元年の有前科者を見ると、前科数別では、有前科者人員のうち、前科1犯の者の構成比が最も高いが、前科5犯以上の者も21.7%を占め、また、有前科者のうち同一罪名の前科を有する者は52.5%であった（CD-ROM 参照）。

なお、暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。）について、令和元年における刑法犯の成人検挙人員の有前科者率を見ると、73.0%と相当高い（警察庁の統計による。）。なお、暴力団関係者・非関係者別に見た入所受刑者の入所度数別構成比については、**4-2-2-12図**参照。

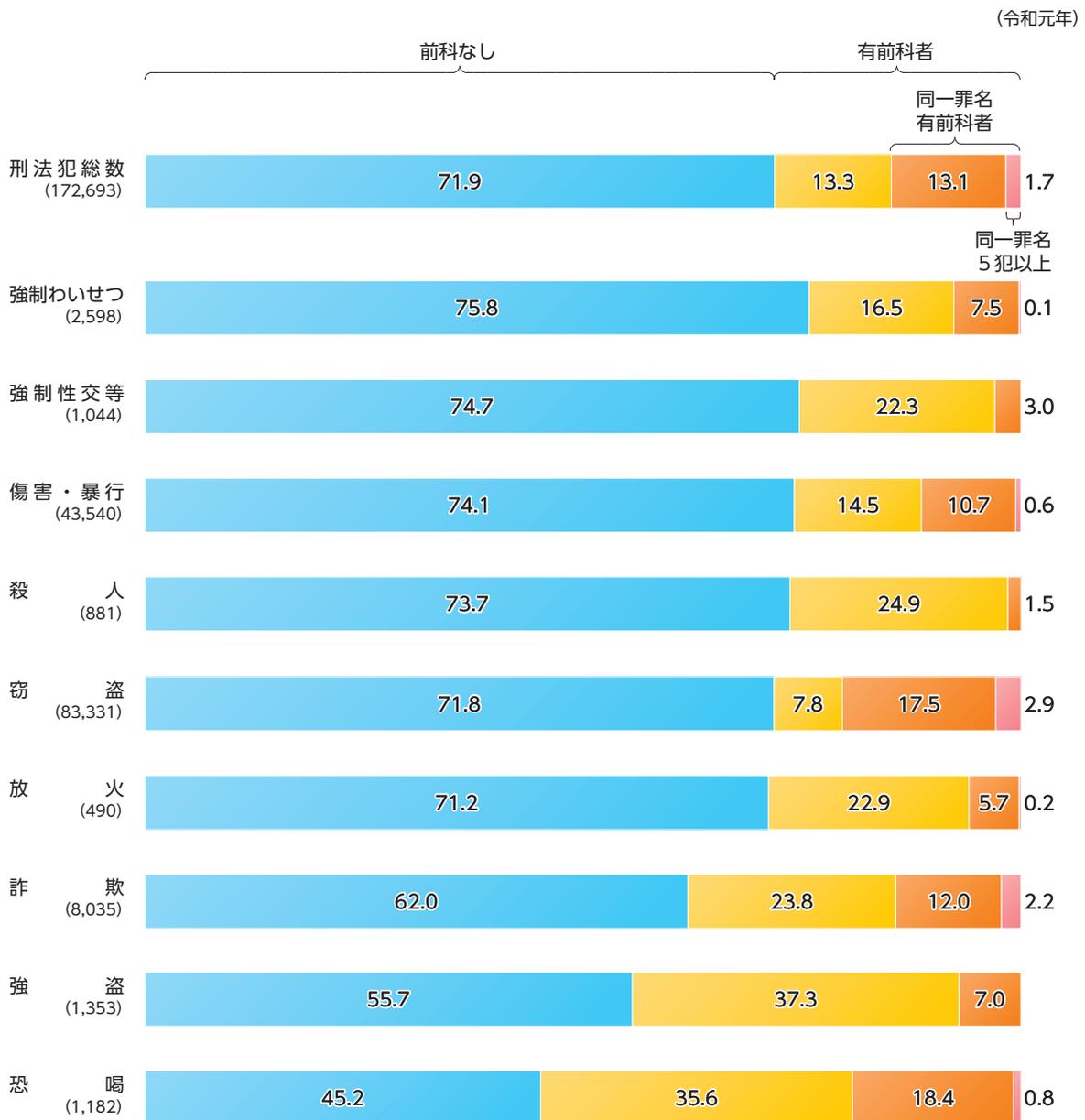
5-2-1-2図 刑法犯 成人検挙人員中の有前科者人員（前科数別）・有前科者率等の推移



注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。
 4 「有前科者率」は、刑法犯の成人検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 5 「同一罪名有前科者率」は、刑法犯の成人検挙人員に占める、前に同一罪名の前科を有する者の人員の比率をいう。

5-2-1-3図は、令和元年における刑法犯の成人検挙人員の前科の有無別構成比を罪名別に見たものである。

5-2-1-3図 刑法犯 成人検挙人員の前科の有無別構成比（罪名別）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。
 4 「同一罪名有前科者」は、前に同一罪名の前科を有する者をいい、「同一罪名5犯以上」は、前に同一罪名の前科を5犯以上有する者をいう。
 5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 6 ()内は、人員である。

第2節 検察・裁判

1 起訴人員中の有前科者

5-2-2-1表は、令和元年に起訴された者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この節において同じ。）のうち、有前科者（前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。）の人員及び有前科者率（起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。）を起訴罪名別に見たものである。

5-2-2-1表 起訴人員中の有前科者の人員・有前科者率（罪名別）

(令和元年)

罪 名	起訴人員	有前科者 の 人 員	前 科 の 処 分 内 容				有前科者率
			懲役・禁錮			罰 金	
			実 刑	一 部 執行猶予	全 部 執行猶予		
総 数	109,486	48,582	20,610	75	13,968	13,929	44.4
刑 法 犯	68,043	31,904	13,559	17	9,531	8,797	46.9
放 火	223	82	39	—	26	17	36.8
住 居 侵 入	2,189	996	457	1	280	258	45.5
強 制 わ い せ つ	1,278	408	142	—	129	137	31.9
強 制 性 交 等	475	145	57	—	42	46	30.5
贈 収 賄	56	10	3	—	3	4	17.9
殺 人	321	102	43	—	27	32	31.8
傷 害	6,823	2,848	1,019	2	838	989	41.7
暴 行	4,419	1,944	598	3	518	825	44.0
脅 迫	772	382	161	—	107	114	49.5
窃 盗	32,157	17,198	7,785	9	5,300	4,104	53.5
強 盗	606	247	124	—	78	45	40.8
詐 欺	7,862	2,984	1,389	2	978	615	38.0
恐 喝	541	272	145	—	73	54	50.3
横 領	1,341	596	223	—	198	175	44.4
暴力行為等処罰法	642	382	201	—	80	101	59.5
そ の 他	8,338	3,308	1,173	—	854	1,281	39.7
道交違反以外の特別法犯	41,443	16,678	7,051	58	4,437	5,132	40.2
公 職 選 挙 法	185	29	4	—	4	21	15.7
軽 犯 罪 法	1,080	331	74	—	72	185	30.6
風 営 適 正 化 法	939	302	36	—	74	192	32.2
銃 刀 法	1,077	475	219	—	96	160	44.1
売 春 防 止 法	214	81	24	—	28	29	37.9
児 童 福 祉 法	117	29	3	—	14	12	24.8
医薬品医療機器等法	125	26	7	—	7	12	20.8
大 麻 取 締 法	2,863	933	265	2	466	200	32.6
麻 薬 取 締 法	576	164	54	1	73	36	28.5
覚 醒 剤 取 締 法	9,942	7,500	5,052	48	1,980	420	75.4
毒 劇 法	171	137	64	1	32	40	80.1
そ の 他	24,154	6,671	1,249	6	1,591	3,825	27.6

- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等又は道交違反により起訴された者、法人及び前科の有無が不詳の者を除く。
 3 「有前科者」は、前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。
 4 「有前科者率」は、起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 5 複数の前科がある場合は、懲役・禁錮（実刑）、懲役・禁錮（一部執行猶予）、懲役・禁錮（全部執行猶予）、罰金の順序により、最初に該当する刑名をその者の前科として計上している。
 6 「実刑」には「一部執行猶予」を含まない。
 7 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 8 「横領」は、遺失物等横領を含む。

5-2-2-2表は、令和元年に起訴された者のうち、犯行時に全部執行猶予中、一部執行猶予中、仮釈放中又は保釈中であった者の人員を起訴罪名別に見たものである。全部執行猶予中の犯行により起訴された者の人員は6,518人（前年比190人減）であり、その45.9%を窃盗が占めた。保釈中の犯行により起訴された者の人員は285人（同27人増）であった（CD-ROM 参照）。

5-2-2-2表 起訴人員中の犯行時の身上別人員（罪名別）

(令和元年)

罪 名	犯 行 時 の 身 上								
	全部執行猶予中		保護観察中	一部執行猶予中		保護観察中	仮 釈 放 中		保釈中
総 数	6,518	(13.4)	1,005	349	(0.7)	341	526	(1.1)	285
刑 法 犯	4,658	(14.6)	735	85	(0.3)	83	386	(1.2)	141
放 火	14	(17.1)	6	—	—	—	2	(2.4)	1
住 居 侵 入	159	(16.0)	36	1	(0.1)	1	15	(1.5)	5
強 制 わ い せ つ	53	(13.0)	17	—	—	—	1	(0.2)	2
強 制 性 交 等	13	(9.0)	4	—	—	—	1	(0.7)	1
贈 収 賄	—	—	—	—	—	—	—	—	—
殺 人	6	(5.9)	3	1	(1.0)	1	—	—	5
傷 害	252	(8.8)	41	16	(0.6)	16	14	(0.5)	11
暴 行	160	(8.2)	25	4	(0.2)	4	5	(0.3)	3
脅 迫	27	(7.1)	2	—	—	—	3	(0.8)	1
窃 盗	2,993	(17.4)	476	44	(0.3)	43	279	(1.6)	79
強 盗	49	(19.8)	6	—	—	—	4	(1.6)	1
詐 欺	464	(15.5)	47	5	(0.2)	5	35	(1.2)	11
恐 喝	34	(12.5)	9	3	(1.1)	3	7	(2.6)	4
横 領	84	(14.1)	11	—	—	—	7	(1.2)	2
暴力行為等処罰法	41	(10.7)	5	—	—	—	3	(0.8)	4
そ の 他	309	(9.3)	47	11	(0.3)	10	10	(0.3)	11
道交違反以外の特別法犯	1,860	(11.2)	270	264	(1.6)	258	140	(0.8)	144
公 職 選 挙 法	1	(3.4)	—	—	—	—	—	—	—
軽 犯 罪 法	21	(6.3)	7	1	(0.3)	1	2	(0.6)	—
風 営 適 正 化 法	21	(7.0)	—	—	—	—	1	(0.3)	—
銃 刀 法	34	(7.2)	7	1	(0.2)	1	1	(0.2)	1
売 春 防 止 法	8	(9.9)	3	—	—	—	—	—	—
児 童 福 祉 法	6	(20.7)	2	—	—	—	—	—	—
医薬品医療機器等法	—	—	—	1	(3.8)	1	—	—	—
大 麻 取 締 法	192	(20.6)	17	9	(1.0)	9	6	(0.6)	4
麻 薬 取 締 法	47	(28.7)	4	2	(1.2)	1	1	(0.6)	1
覚 醒 剤 取 締 法	1,032	(13.8)	141	240	(3.2)	236	115	(1.5)	120
毒 劇 法	14	(10.2)	2	2	(1.5)	2	1	(0.7)	—
そ の 他	484	(7.3)	87	8	(0.1)	7	13	(0.2)	18

注 1 検察統計年報による。

2 過失運転致死傷等又は道交違反により起訴された者及び法人を除く。

3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

4 「横領」は、遺失物等横領を含む。

5 () 内は、犯行時に全部若しくは一部執行猶予中又は仮釈放中であった者の人員の、有前科者（前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。）の人員に対する比率である。

2 全部及び一部執行猶予の取消し

5-2-2-3表は、全部執行猶予を言い渡された者について、保護観察の有無別の人員及び取消事由別の取消人員等の推移（最近10年間）を見たものである。再犯により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に全部執行猶予を取り消された者は、平成5年以降毎年増加していたが、19年から減少に転じ、令和元年は3,491人（全部執行猶予取消人員の94.5%）であった（CD-ROM参照）。同年における再犯を事由とする全部執行猶予取消人員の全部執行猶予言渡人員に対する比率は、11.2%であった（なお、取消人員は、当該年に全部執行猶予を取り消された者であり、当該年よりも前に全部執行猶予の言渡しを受けた者も含まれる。このため、厳密には取消人員の言渡人員に対する比率は、実際の全部執行猶予の取消しの比率を意味しないが、そのおおよその傾向を見ることができる。）。

5-2-2-3表 全部執行猶予の言渡人員（保護観察の有無別）・取消人員（取消事由別）の推移

（平成22年～令和元年）

年次	全部執行 猶予の 言渡人員 (A)	保護 観察付 (B)	単純 執行猶予 (C)	全部執行 猶予の 取消人員 (D)	取 消 事 由					D A (%)	E B (%)	F C (%)
					再 犯		余 罪	遵守事項 違反	その他			
					保護 観察中 (E)	その他 (F)						
22年	40,450	3,665	36,785	5,921	830	4,733	242	101	15	14.6	22.6	12.9
23	36,965	3,393	33,572	5,429	831	4,313	175	94	16	14.7	24.5	12.8
24	35,981	3,373	32,608	5,176	869	4,006	190	101	10	14.4	25.8	12.3
25	32,527	3,259	29,268	4,580	706	3,634	154	82	4	14.1	21.7	12.4
26	33,208	3,337	29,871	4,559	713	3,600	158	82	6	13.7	21.4	12.1
27	34,692	3,462	31,230	4,478	763	3,490	163	52	10	12.9	22.0	11.2
28	33,975	3,023	30,952	4,346	695	3,399	161	73	18	12.8	23.0	11.0
29	32,266	2,591	29,675	4,135	689	3,222	155	59	10	12.8	26.6	10.9
30	31,937	2,484	29,453	3,957	600	3,160	127	63	7	12.4	24.2	10.7
元	31,068	2,244	28,824	3,695	541	2,950	117	73	14	11.9	24.1	10.2

- 注 1 検察統計年報による。
 2 懲役、禁錮及び罰金の全部執行猶予に関するものである。
 3 「全部執行猶予の言渡人員」は、裁判が確定したときの人員であり、控訴審又は上告審におけるものを含む。
 4 「単純執行猶予」は、全部執行猶予のうち、保護観察の付かないものをいう。
 5 「保護観察」は、売春防止法17条1項の規定による補導処分を含む。
 6 「取消事由」の「再犯」は刑法26条1号に、「余罪」は同条2号に、「遵守事項違反」は同法26条の2第2号に、「その他」は同法26条3号、26条の2第1号若しくは第3号又は26条の3のいずれかに、それぞれ該当する事由である。
 7 「全部執行猶予の取消人員」は、同一人について一つの裁判で2個以上の刑の全部執行猶予の言渡しと同時に取り消された場合も1人として計上している。
 8 「取消事由」の「再犯」の「その他」は、単純執行猶予中の者のほか、仮解除中の者等を含む。

一部執行猶予を言い渡された者のうち、令和元年に同猶予を取り消された者は250人（前年比160人増）であった。このうち、再犯により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に同猶予を取り消された者は206人（同138人増。うち保護観察中の者は191人（同133人増））、余罪により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に同猶予を取り消された者は20人（同4人増）であった（検察統計年報による）。

第3節 矯正

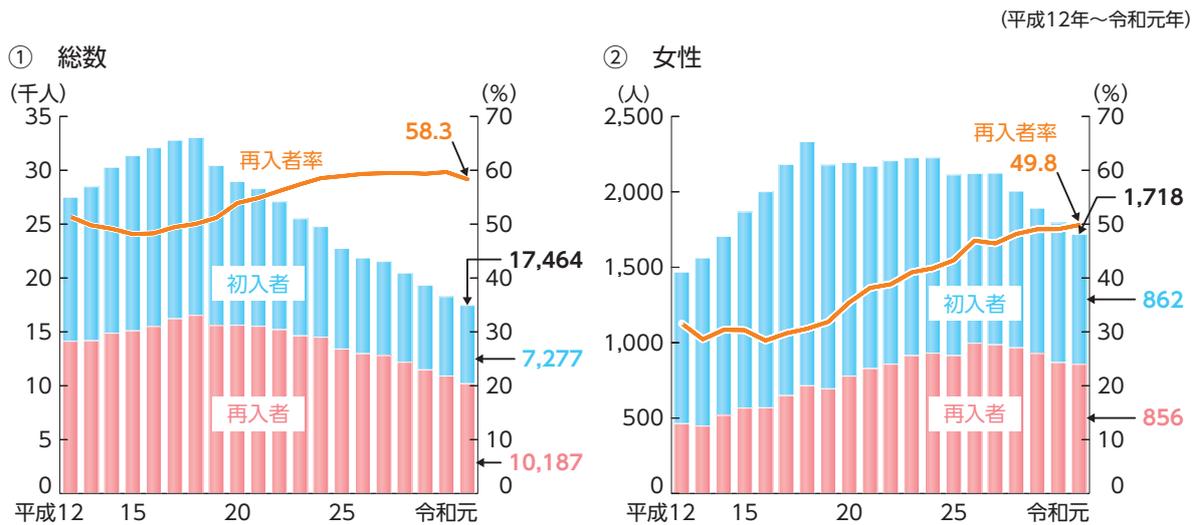
1 再入者

5-2-3-1図は、入所受刑者人員のうち、再入者の人員及び再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。以下同じ。）の推移（最近20年間）を総数・女性別に見たものである（覚醒剤取締法違反の再入者の人員及び再入者率の推移については、7-4-3-5図参照）。再入者の人員は、平成11年から毎年増加した後、18年をピークにその後は減少傾向にあり、令和元年は1万187人（前年比6.6%減）であった。再入者率は、平成16年から28年まで毎年上昇し続け、その後おおむね横ばいで推移していたが、令和元年は58.3%（同1.3pt低下）であった（CD-ROM参照）。

女性について見ると、再入者の人員は、平成11年以降増加傾向にあったが、26年（996人）をピークにその後は減少し、令和元年は856人（前年比12人減）であった（CD-ROM参照）。元年における再入者率は、49.8%であり、男性と比べると低い（罪名別・男女別の再入者人員については、CD-ROM資料5-1参照）。

なお、覚醒剤取締法違反の再入者については、第7編第4章第3節3項（1）参照。

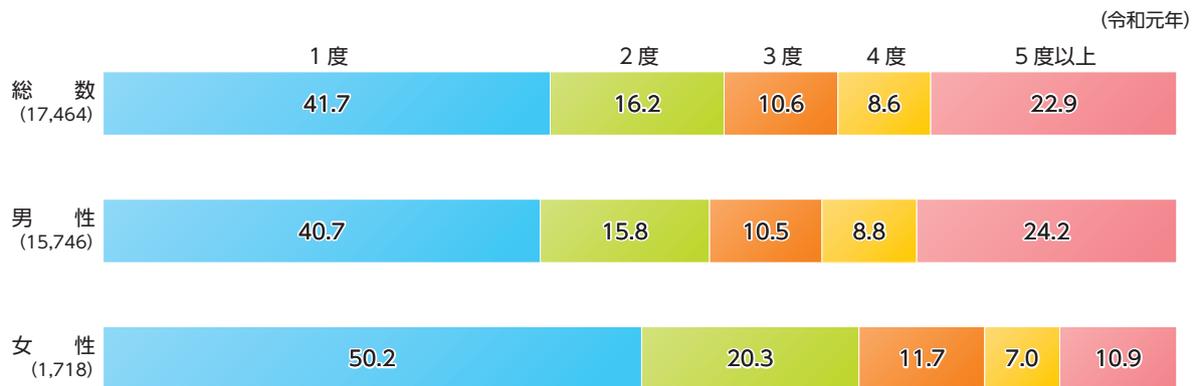
5-2-3-1図 入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移（総数・女性別）



注 矯正統計年報による。

5-2-3-2図は、令和元年における入所受刑者の入所度数別構成比を総数・男女別に見たものである（罪名別・入所度数別の入所受刑者の人員については、CD-ROM資料5-2参照）。

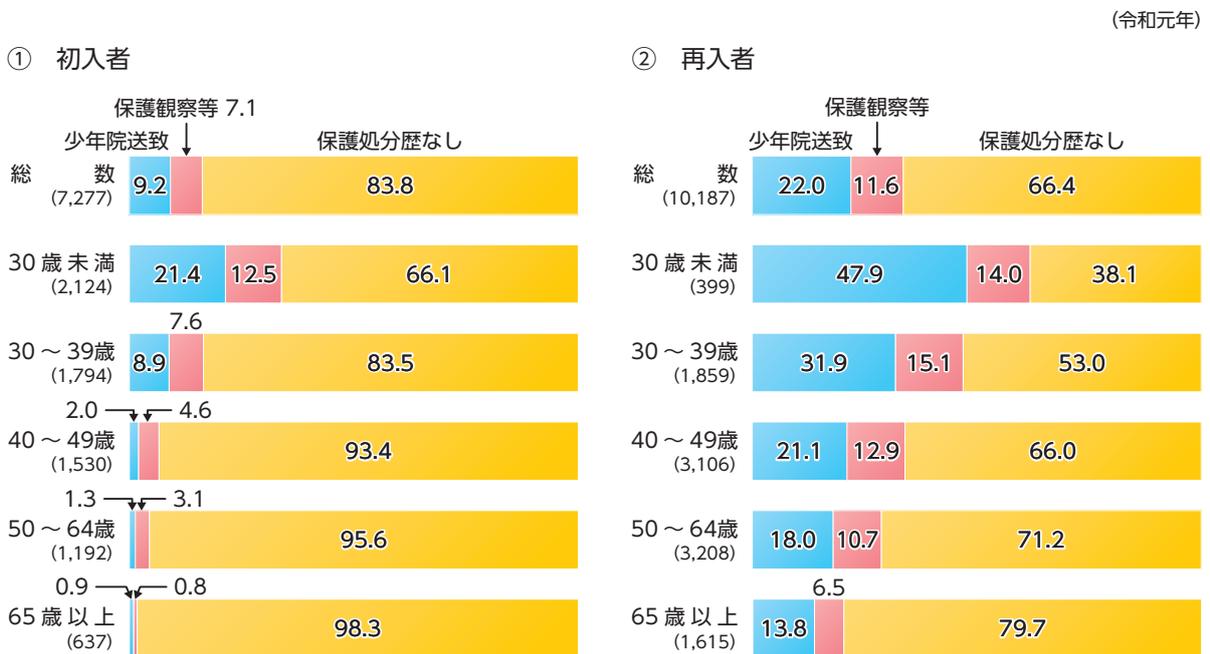
5-2-3-2図 入所受刑者の入所度数別構成比（総数・男女別）



注 1 矯正統計年報による。
2 () 内は、実人員である。

5-2-3-3図は、令和元年における入所受刑者の保護処分歴別構成比を初入者・再入者別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである（覚醒剤取締法違反の入所受刑者の保護処分歴別構成比については、7-4-3-9図参照）。

5-2-3-3図 入所受刑者の保護処分歴別構成比（初入者・再入者別，年齢層別）

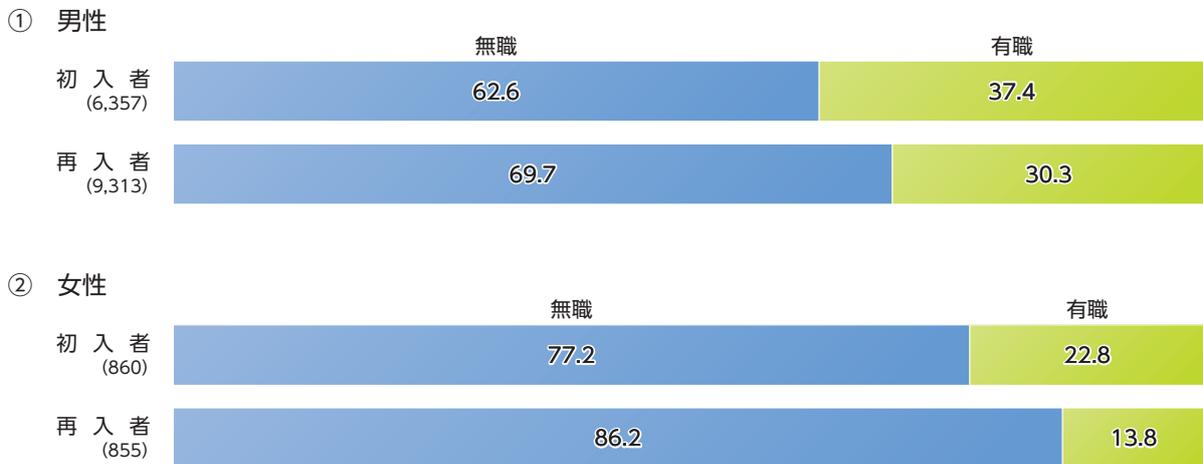


注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 入所時の年齢による。
3 「保護観察等」は、保護観察及び児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者は「保護観察等」に計上している。
5 () 内は、実人員である。

5-2-3-4図は、令和元年における入所受刑者の就労状況別構成比を男女別に見るとともに、これを初入者・再入者別に見たものである（覚醒剤取締法違反の入所受刑者の就労状況別構成比については、7-4-1-29図参照）。

5-2-3-4図 入所受刑者の就労状況別構成比（男女別，初入者・再入者別）

(令和元年)

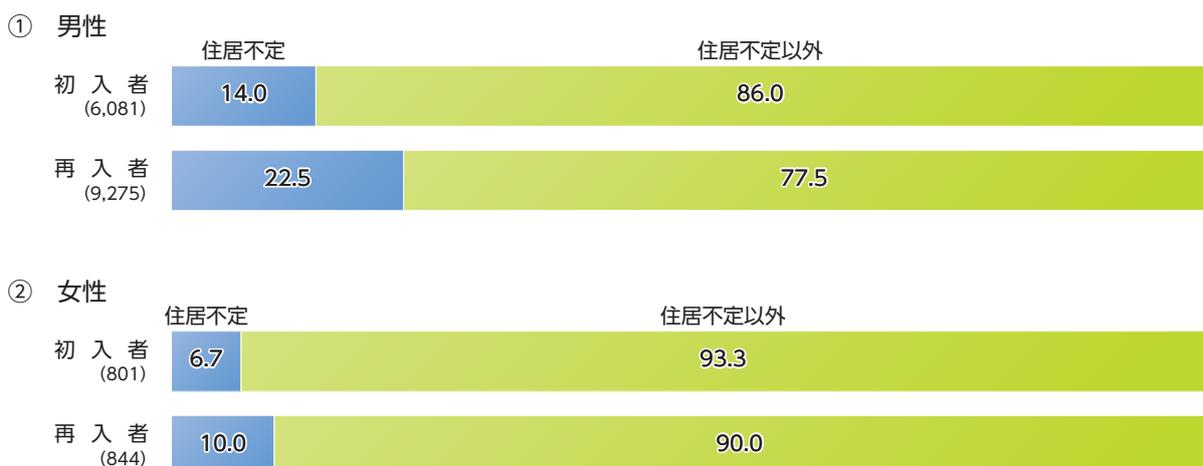


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の就労状況による。
 3 「無職」は、定収入のある無職者を含む。
 4 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。
 5 () 内は、実人員である。

5-2-3-5図は、令和元年における入所受刑者の居住状況別構成比を男女別に見るとともに、これを初入者・再入者別に見たものである（覚醒剤取締法違反の入所受刑者の居住状況別構成比については、7-4-1-28図参照）。

5-2-3-5図 入所受刑者の居住状況別構成比（男女別，初入者・再入者別）

(令和元年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の居住状況による。
 3 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

2 出所受刑者の再入所状況

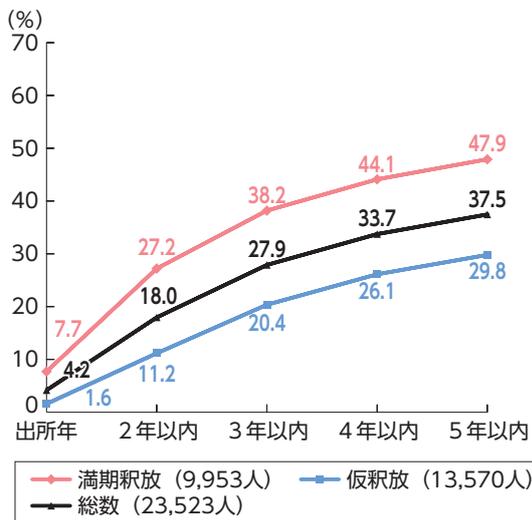
この項では、出所受刑者（平成27年以前は、仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限り、28年以降は、仮釈放又は満期釈放若しくは一部執行猶予の実刑部分の刑期終了により刑事施設を出所した者に限る。以下この節において同じ。）の再入所状況について概観する（なお、覚醒剤取締法違反の出所受刑者の再入所状況については、第7編第4章第3節3項（2）参照）。ここで、出所受刑者の**再入率**とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ）。また、2年以内再入率とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、2年目、すなわち翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ）。5年以内及び10年以内の各再入率も、同様に、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、それぞれ5年目及び10年目の各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ）。なお、同一の出所受刑者について、出所後、複数回の刑事施設への再入所がある場合には、その最初の再入所を計上している。

5-2-3-6図は、平成22年及び27年の各出所受刑者について、5年以内又は10年以内の再入率を出所事由別（仮釈放又は満期釈放の別をいう。以下この項において同じ。）に見たものである。いずれの出所年の出所受刑者においても、満期釈放者は、仮釈放者よりも再入率が相当高い。また、27年の出所受刑者について見ると、総数の2年以内再入率は18.0%、5年以内再入率は37.5%と、4割近くの者が、5年以内に再入所しており、そのうち約半数の者が、2年以内に再入所している。22年の出所受刑者について見ると、10年以内再入率は、満期釈放者では54.5%、仮釈放者では34.6%であるが、そのうち、5年以内に再入所した者は、それぞれ、10年以内に再入所した者の約9割、約8割を占めている（覚醒剤取締法違反の出所受刑者の出所事由別再入率については、7-4-3-10図参照）。

5-2-3-6図 出所受刑者の出所事由別再入率

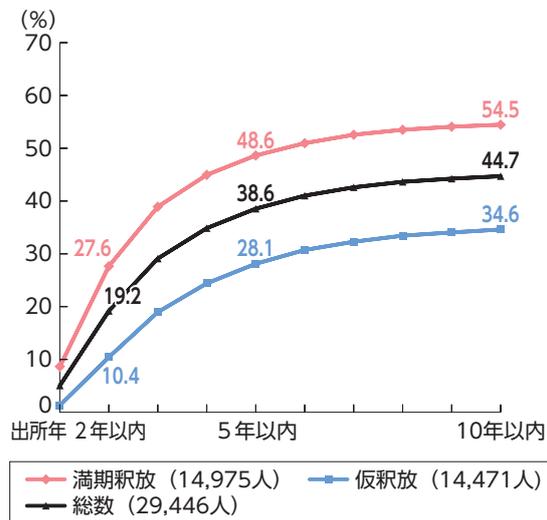
① 5年以内

(平成27年)



② 10年以内

(平成22年)

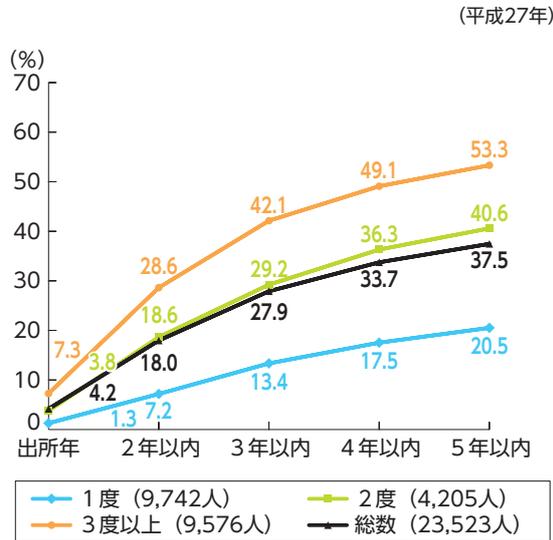


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再入率」は、①では平成27年の、②では22年の、各出所受刑者の人員に占める、それぞれ当該出所年から令和元年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

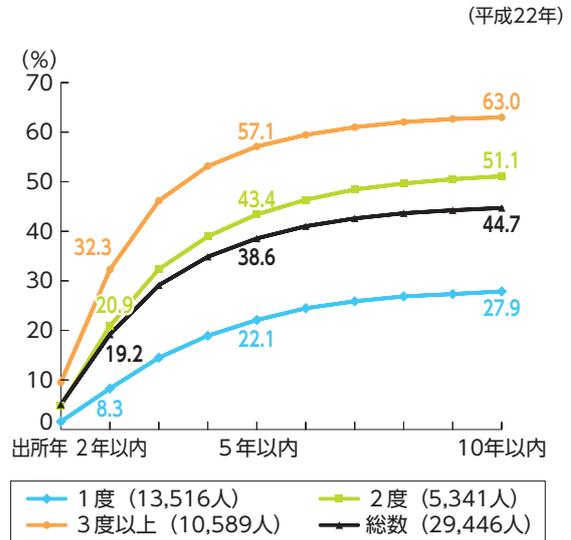
5-2-3-7図は、平成22年及び27年の各出所受刑者について、5年以内又は10年以内の再入率を入所度数別に見たものである。入所度数が多いほど再入率は高く、特に入所度数が1度の者（初入者）と2度の者の差は顕著である（覚醒剤取締法違反の出所受刑者の入所度数別再入率については、7-4-3-11図参照）。

5-2-3-7図 出所受刑者の入所度数別再入率

① 5年以内



② 10年以内



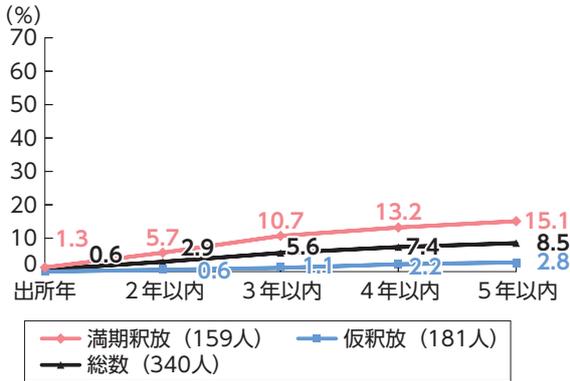
注 5-2-3-6図の脚注に同じ。

5-2-3-8図は、平成27年の出所受刑者について、出所事由別の5年以内再入率を罪名別に見たものである。覚醒剤取締法違反及び窃盗は、他の罪名と比べ、満期釈放者・仮釈放者共に、5年以内再入率が高い。また、詐欺及び傷害・暴行の満期釈放者は、覚醒剤取締法違反及び窃盗の満期釈放者に次いで、5年以内再入率が高い。

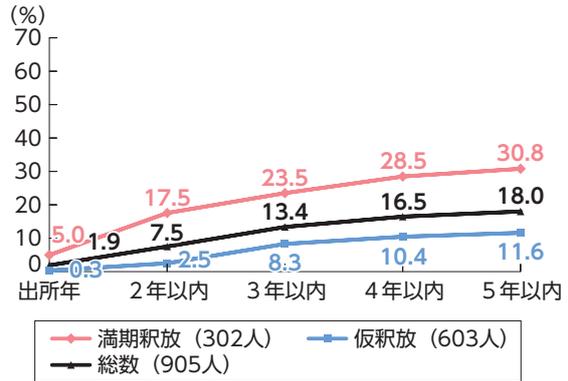
5-2-3-8図 出所受刑者の出所事由別5年以内再入率（罪名別）

（平成27年）

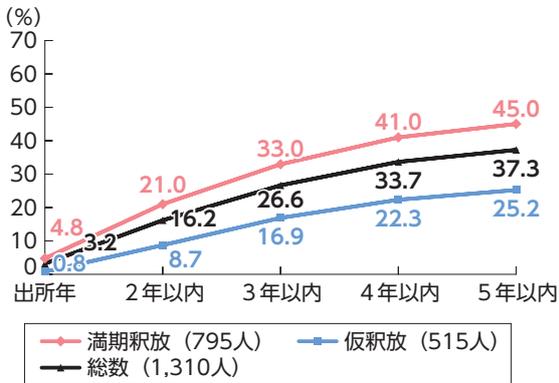
① 殺人



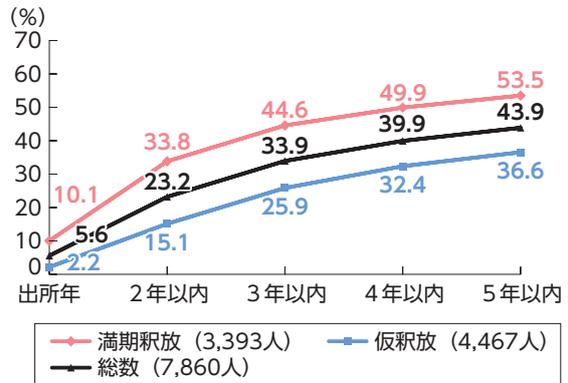
② 強盗



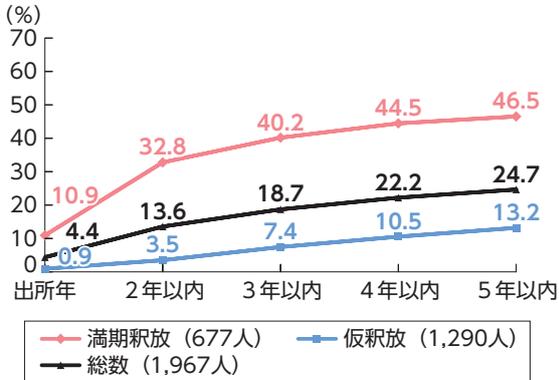
③ 傷害・暴行



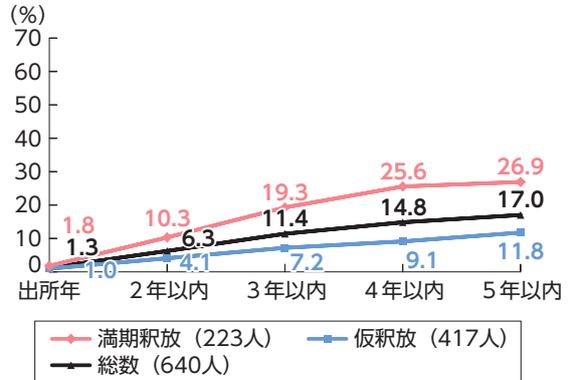
④ 窃盗



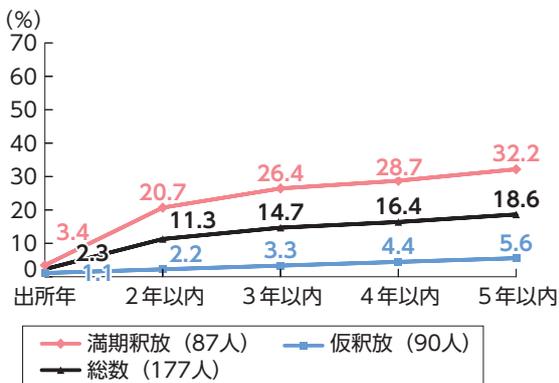
⑤ 詐欺



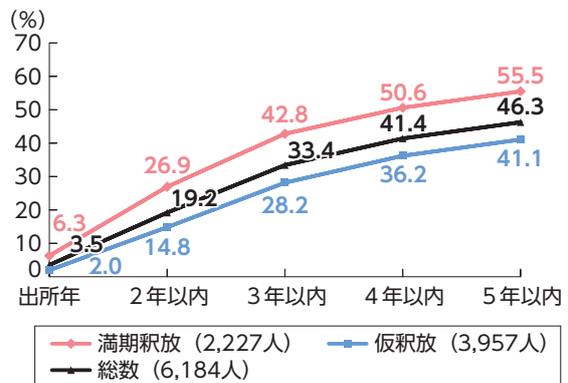
⑥ 強姦・強制わいせつ



⑦ 放火



⑧ 覚醒剤取締法



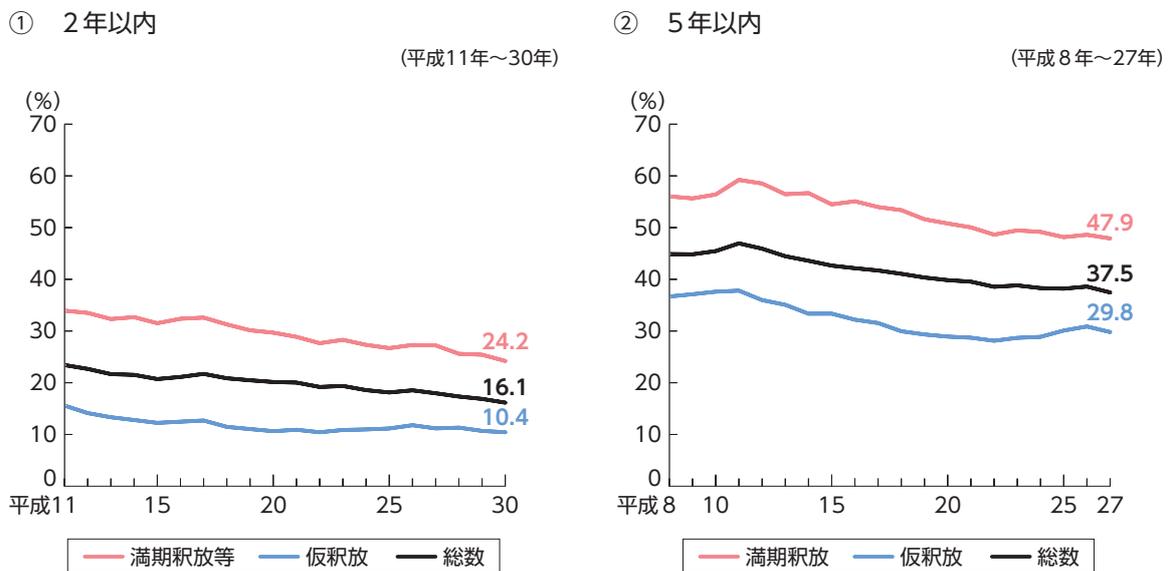
注 1 5-2-3-6図の脚注1及び2と同じ。
 2 「5年以内再入率」は、平成27年の出所受刑者の人員に占める、同年から令和元年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。
 3 平成27年に仮釈放により出所した者のうち、殺人については、同年末までに再入所した者はいなかった。

3 出所受刑者の再入率の推移

5-2-3-9図①は、平成11年から30年の各年の出所受刑者について、**2年以内再入率**の推移を出所事由別（仮釈放又は満期釈放等の別をいう。以下この項において同じ。）に見たものである。総数の2年以内再入率は、11年に23.4%を記録した後、わずかながら低下傾向にあり、22年以降は20%を下回り、30年は16.1%（前年比0.7pt低下）であった。満期釈放者等（満期釈放等により刑事施設を出所した者をいう。以下この項において同じ。）も、11年に33.9%を記録した後、わずかながら低下傾向にあり、20年以降は30%を下回り、30年は24.2%（同1.2pt低下）であった。仮釈放者の2年以内再入率は、23年以降わずかながら上昇していたが、29年から2年連続で低下し、30年は10.4%（同0.3pt低下）であった。30年の出所受刑者の2年以内再入率を、11年の出所受刑者と比べると、総数では7.3pt低下、満期釈放者等では9.7pt低下、仮釈放者では5.2pt低下している。また、2年以内再入率について、「再犯防止に向けた総合対策」（本編第1章第1節参照）との関係で見ると、令和元年末時点での再入率は、基準値（20%）から3.9pt低下している。なお、平成30年の出所受刑者のうち一部執行猶予受刑者は1,202人であり、そのうち2年以内再入者は136人であった（CD-ROM参照）。

5-2-3-9図②は、平成8年から27年の各年の出所受刑者について、**5年以内再入率**の推移を出所事由別に見たものである。27年の出所受刑者の5年以内再入率は、8年の出所受刑者と比べて、総数では7.4pt、満期釈放者では8.1pt、仮釈放者では6.9pt、いずれも低下しており、同年以降で最も高い5年以内再入率を記録した11年の出所受刑者と比べて、総数では9.5pt、満期釈放者では11.3pt、仮釈放者では8.0pt、いずれも低下している。

5-2-3-9図 出所受刑者の出所事由別再入率の推移



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

5-2-3-10図は、平成11年から30年の各年の出所受刑者について、2年以内再入率の推移を男女別、年齢層別及び罪名別に見たものである（覚醒剤取締法違反の出所受刑者の5年以内再入率（男女別及び年齢層別）については、**7-4-3-11図**参照）。

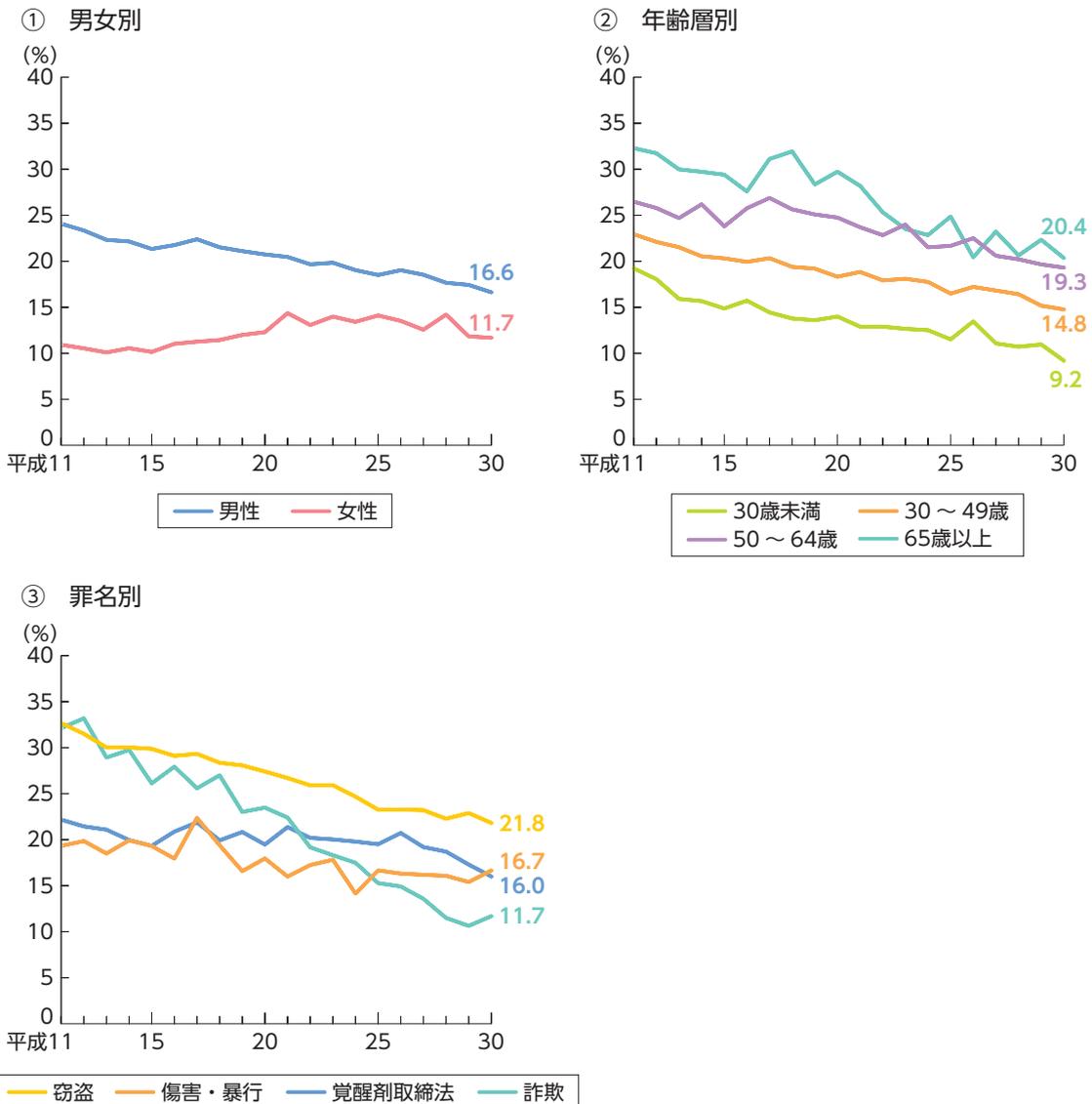
男性の2年以内再入率は、女性と比べて一貫して高いものの、平成12年以降緩やかに低下しており、30年は16.6%と、11年と比べて7.4pt低下している。一方、女性の2年以内再入率は、21年に11年以降で最も高い14.4%を記録したものの、30年は11.7%と、21年に次いで高かった28年（14.2%）と比べて2.5pt低下しており、出所年によって変動がある。

年齢層別の2年以内再入率は、30歳未満の年齢層が一貫して最も低い。50～64歳の年齢層及び65歳以上の高齢者層は、30歳未満及び30～49歳の年齢層と比べると一貫して高いものの、高齢者層は、出所年によって変動が大きく、平成30年は20.4%と、前年と比べて2.0pt、11年と比べると11.9pt、いずれも低下している（なお、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～64歳の各年齢層の2年以内再入率の推移については、CD-ROM参照）。

罪名別の2年以内再入率は、平成13年以降、窃盗が他の罪名と比べて一貫して最も高いものの、低下傾向にあり、30年は21.8%と、11年と比べて10.9pt低下している。詐欺は、出所年によって変動があり、12年には、11年以降の他の罪名と比べて最も高い33.2%を記録したものの、21年以降はおおむね低下傾向にあり、30年は11.7%と、11年と比べて20.4pt低下している。傷害・暴行は、出所年によって変動が大きいものの、30年は16.7%と、11年と比べて2.7pt低下している。覚醒剤取締法違反の2年以内再入率は、20%前後で推移していたところ、30年は16.0%と、前年と比べて1.3pt、11年と比べて6.2pt低下している。なお、30年は、傷害・暴行の2年以内再入率が、窃盗に次いで高くなっている。

5-2-3-10 出所受刑者の2年以内再入率の推移（男女別、年齢層別、罪名別）

(平成11年～30年)



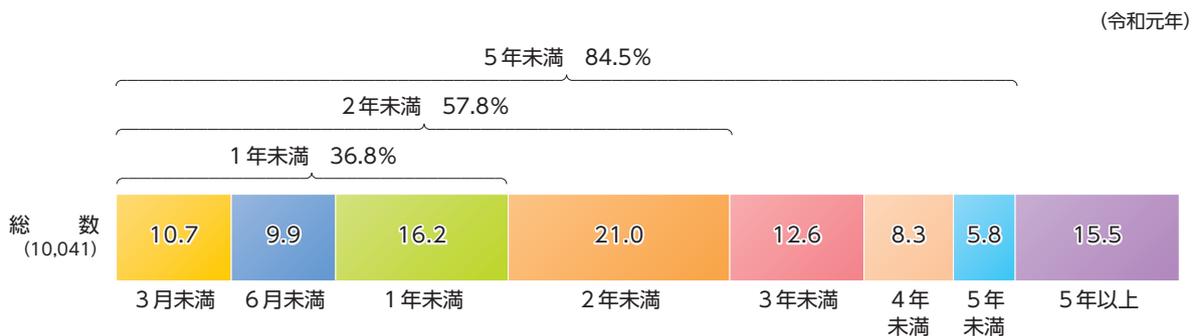
注 1 5-2-3-9図の脚注1及び2に同じ。
 2 「2年以内再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年の翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。
 3 ②の「年齢層」は、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時の年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

4 再入者の再犯期間

5-2-3-11図は、令和元年の入所受刑者のうち、再入者の**再犯期間**（前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。）別の構成比を見たものである（覚醒剤取締法違反の再入者の再犯期間別構成比については、7-4-3-7図及び7-4-3-8図参照）。再入者のうち、前刑出所日から2年未満で再犯に至った者が6割近くを占めている。出所から1年未満で再犯に至った者は36.8%であり、3月未満というごく短期間で再犯に至った者も10.7%いる。また、再入者のうち、前回の刑において一部執行猶予者で仮釈放となった者は148人、実刑部分の刑期終了により出所した者は46人であり、そのうち出所から1年未満で再犯に至った者は、それぞれ106人、32人であった（矯正統計年報による。）。

なお、再入者の再犯期間別人員（前刑罪名別）については、CD-ROM資料5-3参照。

5-2-3-11図 再入者の再犯期間別構成比



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。
 4 () 内は、実人員である。

第4節 保護観察

1 保護観察開始人員中の有前科者

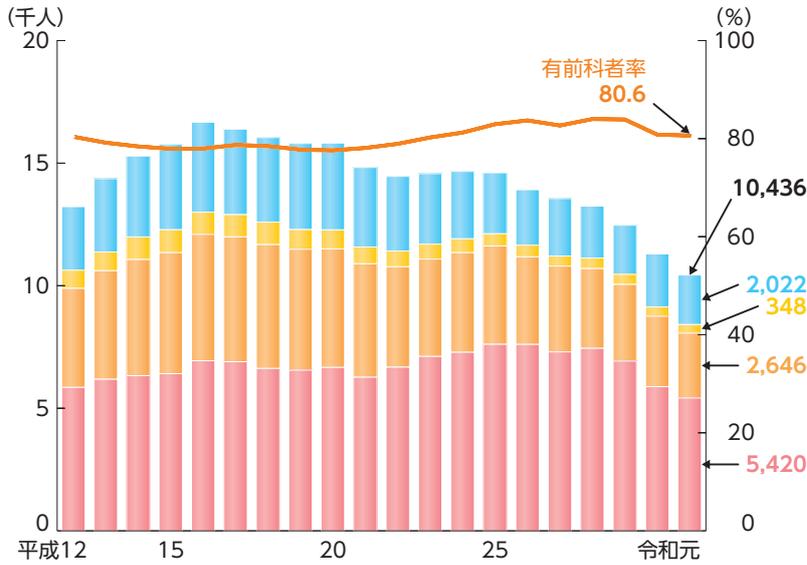
仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、有前科者（今回の保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。以下この項において同じ。）の保護観察開始人員及び有前科者率（保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、5-2-4-1図のとおりである（覚醒剤取締法違反については、7-4-3-12図参照）。

5-2-4-1 保護観察開始人員（前科の有無別）・有前科者率の推移

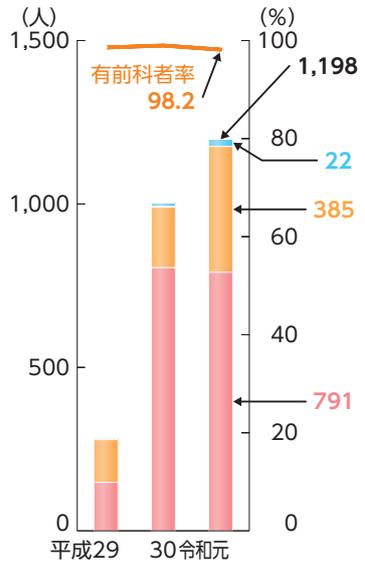
（平成12年～令和元年）

① 仮釈放者

ア 仮釈放者（全部実刑者）

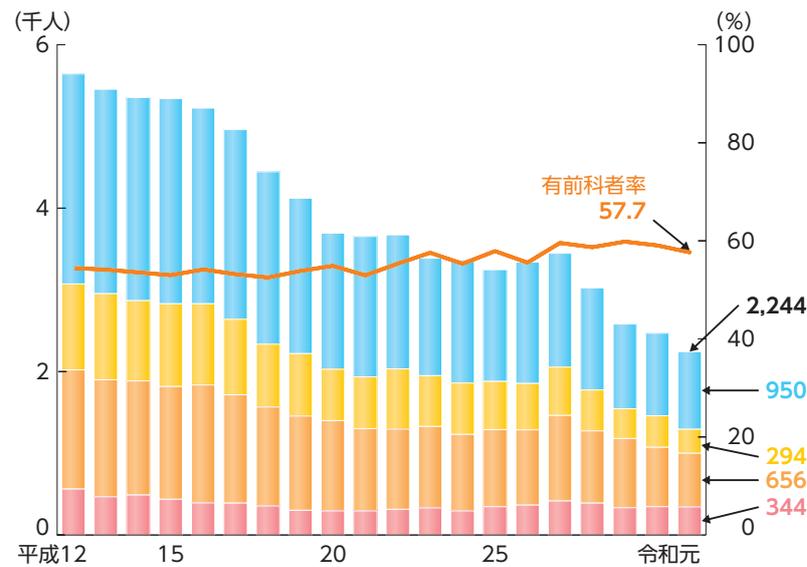


イ 仮釈放者（一部執行猶予者）

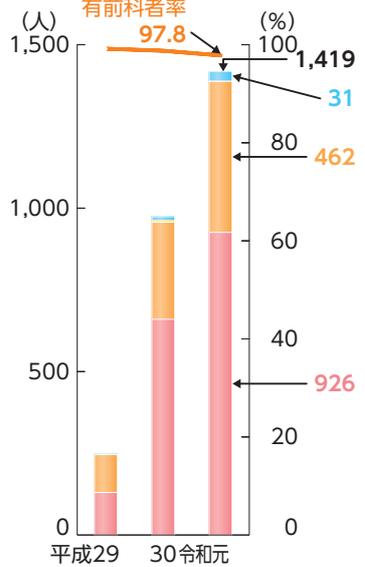


② 保護観察付全部・一部執行猶予者

ア 保護観察付全部執行猶予者



イ 保護観察付一部執行猶予者



懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり	懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり
罰金前科あり	前科なし

- 注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「有前科者」は、今回の保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。
 3 「有前科者率」は、保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 4 前科の有無が不詳の者を除く。
 5 複数の前科を有する場合、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり」に、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がなく、かつ懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり」に、罰金の前科のみがある者は「罰金前科あり」に、それぞれ計上している。
 6 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年はいなかった。

2 保護観察対象者の再処分等の状況

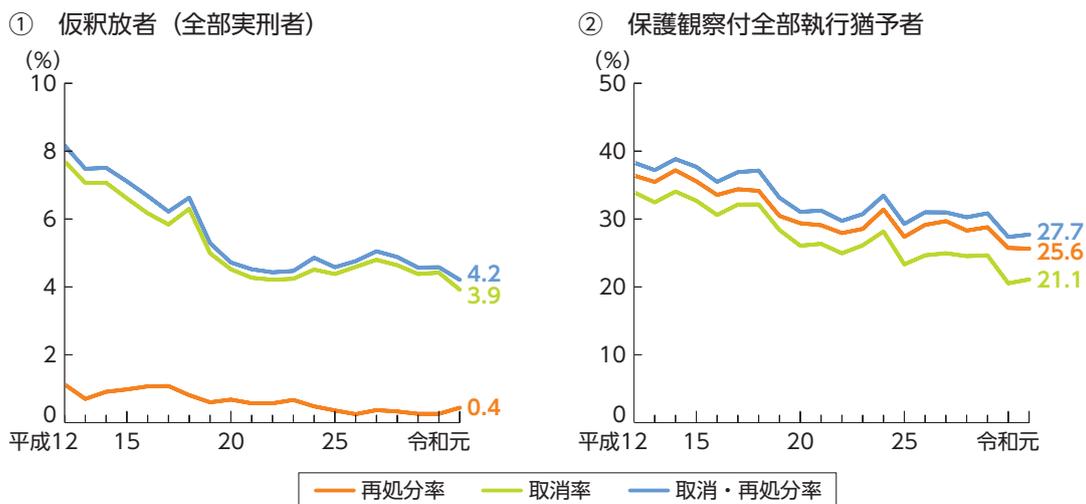
平成12年から令和元年までの間に保護観察が終了した仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者について、①**再処分率**（保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の占める比率をいう。）、②**取消率**（再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部執行猶予が取り消された者の占める比率をいう。）及び③**取消・再処分率**（取消又は再処分のいずれかに該当する者（双方に該当する場合は、1人として計上される。）の占める比率をいう。以下同じ。）の推移を見ると、**5-2-4-2図**のとおりである。

取消率は、仮釈放者（全部実刑者）については、平成20年以降4%台で推移していたが、令和元年は3.9%であり、保護観察付全部執行猶予者については、近年25%前後で推移し、元年は21.1%であった。なお、仮釈放者の再処分率が極めて低いのは、仮釈放者が再犯に及んで刑事裁判を受けることになった場合であっても、仮釈放期間中には刑事裁判が確定しないことが多いことなどが関係していると考えられる。

令和元年に保護観察が終了した仮釈放者（一部執行猶予者）1,148人のうち、仮釈放を取り消された者は25人であり、同年に保護観察が終了した保護観察付一部執行猶予者412人のうち、刑の一部執行猶予が取り消された者は212人であった（CD-ROM 参照）。

5-2-4-2図 保護観察終了者の再処分率・取消率等の推移

（平成12年～令和元年）



注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。

3 「取消率」は、保護観察終了人員のうち、再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部執行猶予を取り消された者の人員の占める比率をいう。

4 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消された者、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員（双方に該当する者は1人として計上される。）の占める比率をいう。

仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者の取消・再処分率の推移を、男女別・年齢層別・罪名別・就労状況別に見ると、**5-2-4-3図**のとおりである（仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者についてはCD-ROM、罪名別を除き覚醒剤取締法違反については**7-4-3-13図**をそれぞれ参照）。

仮釈放者（全部実刑者）を男女別に見ると、女性は、平成16年（6.5%）をピークに緩やかな低下傾向にあり、令和元年は3.3%であった。男性は、女性と比べ低下傾向が大きく、同年は、平成12年（8.4%）より4.1pt低い4.3%であった。年齢層別に見ると、21年以降は年齢層による差が余りなく

なっており、令和元年は、65歳以上の年齢層がそれ以外の年齢層よりも高かった（仮釈放者（一部執行猶予者）についても、同年の取消・再処分率は、65歳以上の年齢層（4.5%）がそれ以外の年齢層よりも高かった（CD-ROM参照）。）。また、罪名別に、窃盗、覚醒剤取締法違反及びその他の罪名で比較してみると、同年は、窃盗及び覚醒剤取締法違反の取消・再処分率がいずれもその他の罪名より高いものの、平成12年と比べると、窃盗は6.3pt、覚醒剤取締法違反は4.2pt、それぞれ低下している。保護観察終了時の就労状況別に見ると、保護観察終了時に無職であった者は、有職であった者と比べ、取消・再処分率が一貫して高いが、令和元年の保護観察終了時に無職であった者の取消・再処分率（9.8%）は、平成12年（20.3%）と比べて著しく低下している。

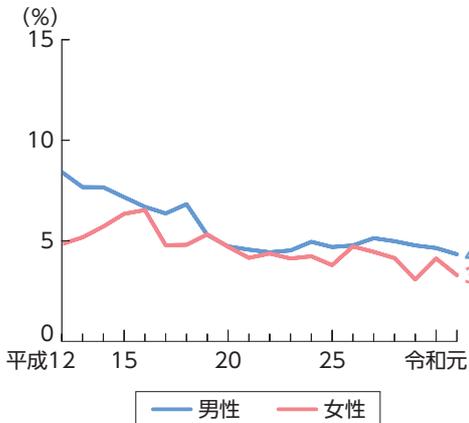
保護観察付全部執行猶予者では、男女別に見ると、平成12年は男性が39.6%、女性が28.5%であったところ、令和元年は女性（29.0%）が男性（27.5%）よりも高くなっている（保護観察付一部執行猶予者について見ると、同年は男性が53.8%、女性が48.6%であった（CD-ROM参照）。）。年齢層別に見ると、30歳未満の層の取消・再処分率が一貫して高く、平成12年は44.4%、令和元年は35.7%であった。罪名別に見ると、窃盗及び覚醒剤取締法違反がその他の罪名と比べ一貫して高く、同年では覚醒剤取締法違反は12.3pt、窃盗は15.3ptその他の罪名よりもそれぞれ高かった。保護観察終了時の就労状況別に見ると、保護観察終了時に無職であった者は、有職であった者と比べ、取消・再処分率が一貫して高い（保護観察付一部執行猶予者の取消・再処分率は、同年の保護観察終了時に無職であった者は68.3%、有職であった者は42.1%であった（CD-ROM参照）。）。

5-2-4-3図 保護観察終了者の取消・再処分率の推移（男女別，年齢層別，罪名別，就労状況別）

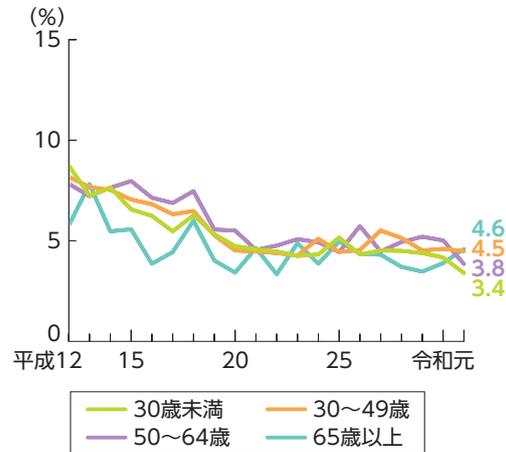
(平成12年～令和元年)

① 仮釈放者（全部実刑者）

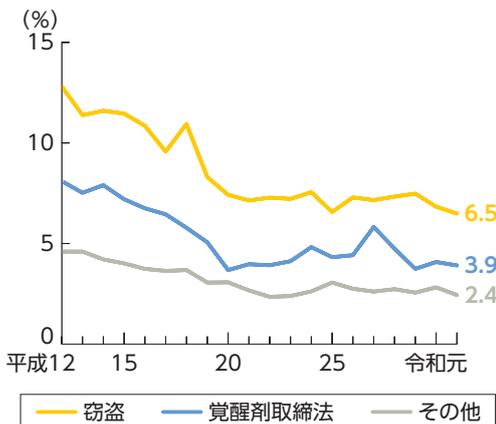
ア 男女別



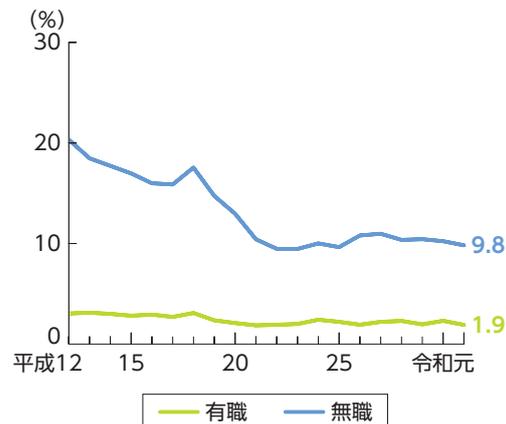
イ 年齢層別



ウ 罪名別

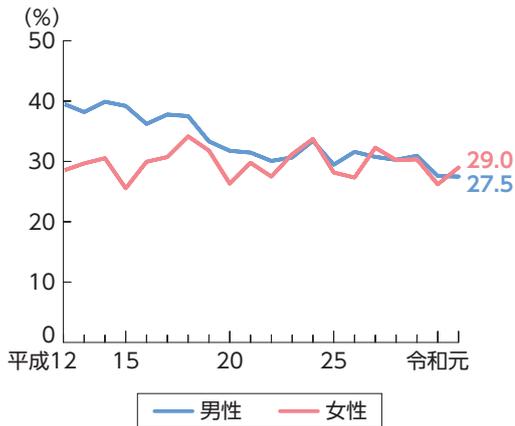


エ 就労状況別

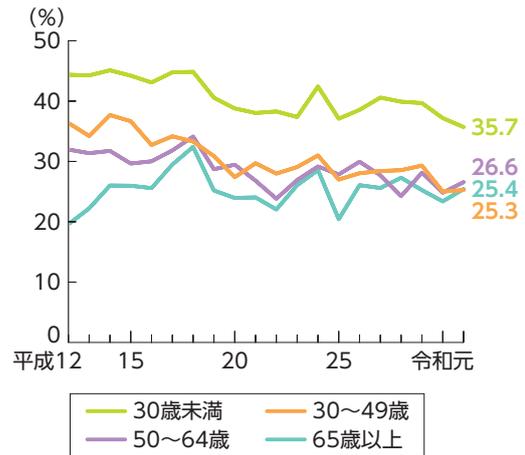


② 保護観察付全部執行猶予者

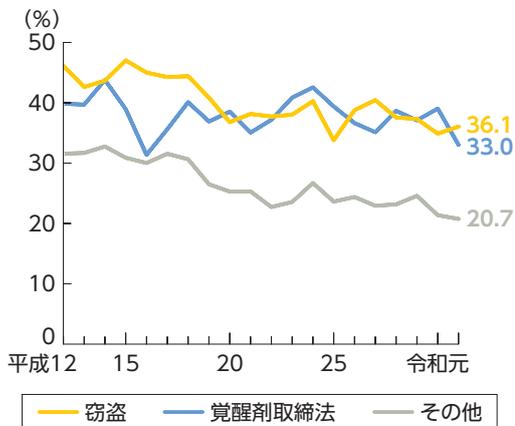
ア 男女別



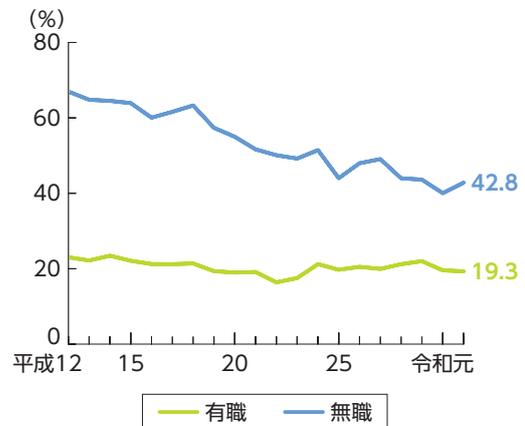
イ 年齢層別



ウ 罪名別



エ 就労状況別



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消された者、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員（双方に該当する者は1人として計上される。）の占める比率をいう。
 3 イの「年齢層」は、保護観察終了時の年齢による。
 4 エの「就労状況」は、保護観察終了時の就労状況により、就労状況が不詳の者を除く。「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び収入のある無職者を除く。

5-2-4-4表は、平成22年から令和元年に保護観察が開始された仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察が開始された年ごとに、保護観察が開始された日から5年以内に再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者の人員を見たものである（覚醒剤取締法違反については、**7-4-3-14表**参照）。平成29年から令和元年の各年に保護観察が開始された保護観察付全部・一部執行猶予者について、各年とも、保護観察付一部執行猶予の方が保護観察付全部執行猶予者に比べて、元年末までに刑の執行猶予の言渡しを取り消された者の比率が高い。例えば、平成29年に保護観察が開始された保護観察付一部執行猶予者（248人）が令和元年末までに刑の一部執行猶予の言渡しを取り消された割合（23.8%）は、平成29年に保護観察が開始された保護観察付全部執行猶予者（2,595人）が令和元年末までに刑の全部執行猶予の言渡しを取り消された割合（17.9%）よりも5.9pt高い。

5-2-4-4表 仮釈放・保護観察付全部・一部執行猶予の取消状況

(平成22年～令和元年)

① 仮釈放者

ア 仮釈放者（全部実刑者）

年次	保護観察開始人員(A)	仮釈放を取り消された者の人員											B/A (%)
		22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	計(B)	
22年	14,472	396	186	7	3	4	-	596	4.1
23	14,620	...	404	215	10	9	2	-	640	4.4
24	14,700	445	211	17	5	4	1	683	4.6
25	14,623	418	212	17	6	2	-	...	655	4.5
26	13,925	402	189	23	7	4	1	626	4.5
27	13,570	445	176	11	6	-	[638]	[4.7]
28	13,260	416	172	12	3	[603]	[4.5]
29	12,477	364	148	13	[525]	[4.2]
30	11,307	341	136	[477]	[4.2]
元	10,442	267	[267]	[2.6]

イ 仮釈放者（一部執行猶予者）

年次	保護観察開始人員(A)	仮釈放を取り消された者の人員											B/A (%)
		22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	計(B)	
28年	-	-	-	-	-	-	...
29	283	3	1	-	[4]	[1.4]
30	992	20	9	[29]	[2.9]
元	1,198	16	[16]	[1.3]

② 保護観察付全部・一部執行猶予者

ア 保護観察付全部執行猶予者

年次	保護観察開始人員(A)	全部執行猶予を取り消された者の人員											B/A (%)
		22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	計(B)	
22年	3,682	128	369	254	107	84	16	958	26.0
23	3,398	...	121	396	235	128	40	16	936	27.5
24	3,376	123	305	191	135	71	14	839	24.9
25	3,255	98	315	231	116	54	16	...	830	25.5
26	3,348	103	320	200	148	37	13	821	24.5
27	3,460	112	331	232	130	53	[858]	[24.8]
28	3,034	106	303	198	116	[723]	[23.8]
29	2,595	70	236	159	[465]	[17.9]
30	2,481	66	232	[298]	[12.0]
元	2,248	69	[69]	[3.1]

イ 保護観察付一部執行猶予者

年次	保護観察開始人員(A)	一部執行猶予を取り消された者の人員											B/A (%)
		22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	計(B)	
28年	-	-	-	-	-	-	...
29	248	-	34	25	[59]	[23.8]
30	974	24	141	[165]	[16.9]
元	1,419	46	[46]	[3.2]

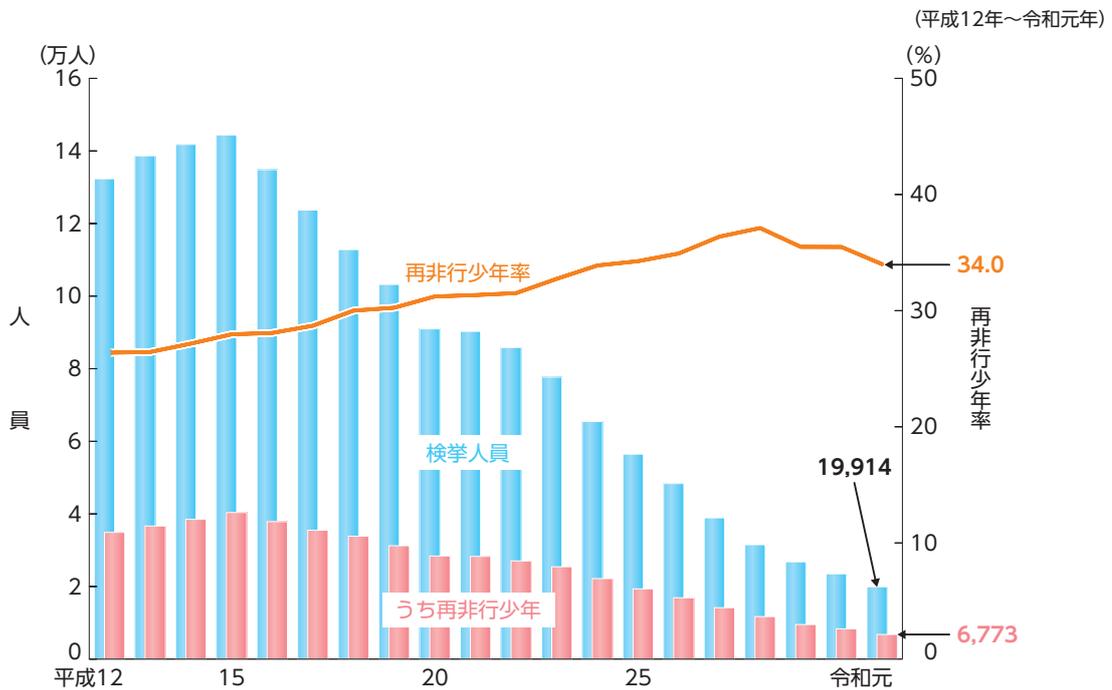
注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法行政部の資料による。
 2 保護観察が開始された日から5年以内に、仮釈放、保護観察付全部執行猶予又は保護観察付一部執行猶予を取り消された者（仮釈放者については、刑法29条2項の規定により、仮釈放中に一部執行猶予の言渡しを取り消され、仮釈放が失効した人員は含まない。）の人員を年次別に計上している。なお、[]内は、開始された日から5年に満たない各年の累積人員及び比率である。
 3 余罪（刑法29条1項2号・3号）により仮釈放を取り消された者を除く。
 4 余罪（刑法26条2号・3号、26条の2第3号又は27条の4第2号・3号）により保護観察付全部執行猶予又は保護観察付一部執行猶予を取り消された者を除く。

第5節 少年の再非行・再犯

1 少年の再非行

刑法犯により検挙された少年のうち、再非行少年（前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。）の人員及び**再非行少年率**（少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、**5-2-5-1図**のとおりである。再非行少年の人員は、平成9年から増加傾向にあったが、16年以降は毎年減少している。再非行少年率は、10年から28年まで上昇し続けていたが、29年以降低下し、令和元年は34.0%（前年比1.5pt低下）であった（CD-ROM 参照）。

5-2-5-1図 少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 触法少年の補導人員を含まない。
 4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
 5 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

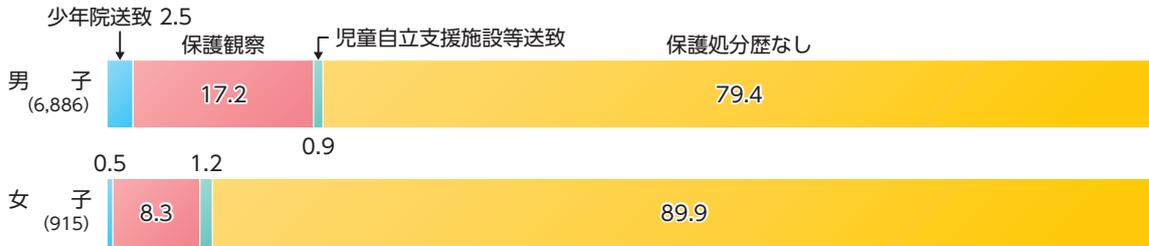
2 保護観察処分少年及び少年院入院者の保護処分歴

令和元年における保護観察処分少年（同年中に保護観察が開始された者に限り，交通短期保護観察の対象者を除く。）及び少年院入院者の保護処分歴別構成比を男女別に見ると，5-2-5-2図のとおりである。

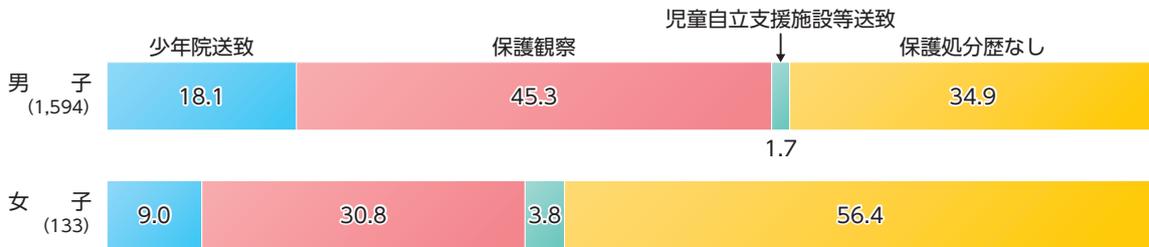
5-2-5-2図 保護観察処分少年・少年院入院者の保護処分歴別構成比（男女別）

（令和元年）

① 保護観察処分少年



② 少年院入院者



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は，交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「児童自立支援施設等送致」は，児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合，少年院送致歴がある者は「少年院送致」に，それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に，児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。
 5 ()内は，実人員である。

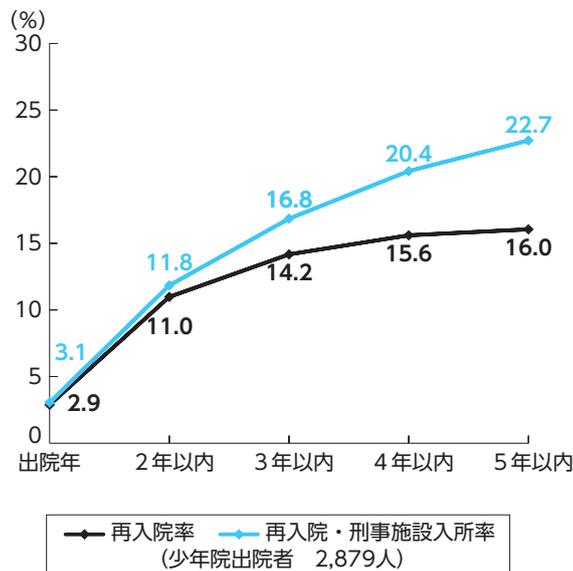
3 少年院出院者の再入院等の状況

この項では、少年院出院者の再入院又は刑事施設への入所の状況について概観する。ここで、**再入院率**とは、各年の少年院出院者人員のうち、一定の期間内に、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいい、**再入院・刑事施設入所率**とは、各年の少年院出院者人員のうち、一定の期間内に、新たな少年院送致の決定により再入院した者と初入者として刑事施設に入所した者の合計人員の比率をいう（以下この項において同じ。）。例えば、2年以内再入院・刑事施設入所率とは、各年の少年院出院者人員のうち、出院年を1年目として、2年目、すなわち翌年の年末までに再入院した者又は初入者として刑事施設に入所した者の人員の比率をいい、このうち再入院した者に限ったものを2年以内再入院率という。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

5-2-5-3図は、平成27年の少年院出院者について、令和元年までの各年における再入院率及び再入院・刑事施設入所率を見たものである。再入院率は、2年以内では11.0%、5年以内では16.0%であり、5年以内に再入院した者のうち、約7割の者が2年以内に再入院している（CD-ROM参照）。もともと、一定の期間が経過した後の再入院率に関しては、出院後の期間の経過に伴い、成年年齢に達する者が多くなり、そのような者が再犯（再非行）に及んだとしても、通常は保護処分ではなく、刑事処分の対象となるため、再入院には至らないことがある点に留意する必要がある。そこで、再入院・刑事施設入所率を見ると、2年以内では11.8%であるが、その後も緩やかに上昇しており、5年以内では22.7%であった。

5-2-5-3図 少年院出院者 5年以内の再入院率と再入院・刑事施設入所率

(平成27年)

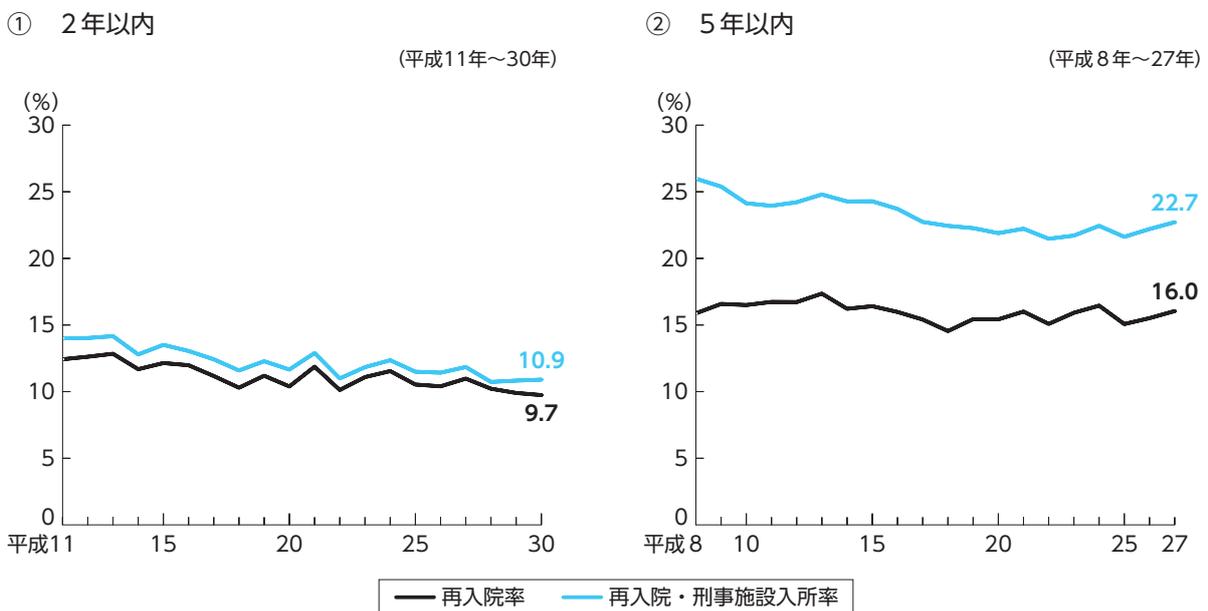


- 注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「再入院率」は、平成27年の少年院出院者の人員に占める、同年から令和元年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。
 3 「再入院・刑事施設入所率」は、平成27年の少年院出院者の人員に占める、同年から令和元年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

5-2-5-4図①は、平成11年から30年の各年の少年院出院者について、2年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率の推移を見たものである。再入院率は9～12%台で、再入院・刑事施設入所率は10～14%台でそれぞれ推移している。なお、30年の少年院出院者について、2年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率を男女別に見ると、それぞれ、男子が9.9%、11.1%、女子が8.0%、8.7%であった（矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

5-2-5-4図②は、平成8年から27年の各年の少年院出院者について、5年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率の推移を見たものである。再入院率は14～17%台で、再入院・刑事施設入所率は21～25%台でそれぞれ推移している。なお、27年の少年院出院者について、5年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率を男女別に見ると、それぞれ、男子が16.7%、23.9%、女子が8.2%、9.0%であった（矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

5-2-5-4図 少年院出院者 再入院率と再入院・刑事施設入所率の推移



注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「再入院率」は、各年の少年院出院者の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。
 3 「再入院・刑事施設入所率」は、各年の少年院出院者の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

4 少年の保護観察対象者の再処分の状況

5-2-5-5表は、平成22年から令和元年までの間に保護観察が終了した保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、**再処分率**（保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。以下同じ。）の推移を見たものである。保護観察処分少年の再処分率は、16～18%台で推移しており、同年は16.8%（前年比0.3pt上昇）であった。他方、少年院仮退院者の再処分率は、18～23%台で推移しており、元年は18.8%（同1.5pt低下）であった。

5-2-5-5表 保護観察対象少年の再処分率の推移

（平成22年～令和元年）

① 保護観察処分少年

年次	保護観察 終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		少年院 送 致	保護観察	その他
			実 刑	一 部 執行猶予	全 部 執行猶予	一 般	交 通			
22年	16,552	17.1	0.2	...	0.5	0.2	0.7	8.1	7.4	0.2
23	16,067	16.8	0.1	...	0.4	0.1	0.6	8.6	7.0	0.1
24	15,614	18.8	0.2	...	0.5	0.2	0.8	9.2	7.9	0.1
25	14,333	17.6	0.1	...	0.4	0.3	0.6	8.6	7.5	0.1
26	13,782	16.4	0.2	...	0.4	0.2	0.6	8.1	6.8	0.1
27	13,213	17.1	0.2	...	0.6	0.2	0.6	8.1	7.3	0.1
28	11,728	17.5	0.2	—	0.6	0.3	0.7	8.0	7.7	0.1
29	10,584	17.2	0.2	—	0.5	0.2	0.7	8.3	7.1	0.2
30	9,533	16.5	0.2	0.0	0.6	0.3	0.6	8.1	6.5	0.2
元	8,557	16.8	0.2	0.0	0.8	0.2	0.7	7.5	7.1	0.2

② 少年院仮退院者

年次	保護観察 終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		少年院 送 致	保護観察	その他
			実 刑	一 部 執行猶予	全 部 執行猶予	一 般	交 通			
22年	4,020	21.0	0.2	...	0.3	0.1	0.7	14.0	5.7	0.1
23	3,882	18.9	0.2	...	0.2	0.2	0.5	12.6	5.1	0.1
24	3,681	23.1	0.1	...	0.3	0.1	0.6	15.9	6.1	—
25	3,354	21.2	0.2	...	0.2	0.1	0.4	14.2	5.8	0.1
26	3,312	20.8	0.3	...	0.4	0.2	0.6	13.7	5.7	—
27	3,250	20.4	0.1	...	0.3	0.1	0.8	12.8	6.2	0.1
28	3,169	22.0	0.1	—	0.4	0.2	0.6	13.9	6.6	0.2
29	2,859	20.1	—	—	0.2	—	0.8	13.4	5.5	0.1
30	2,672	20.4	0.1	—	0.3	0.0	0.6	12.8	6.3	0.3
元	2,292	18.8	0.1	—	0.1	—	0.4	12.1	5.9	0.1

注 1 保護統計年報による。

2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。

3 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。「処分内容」の数値は、各処分内容別の再処分率である。

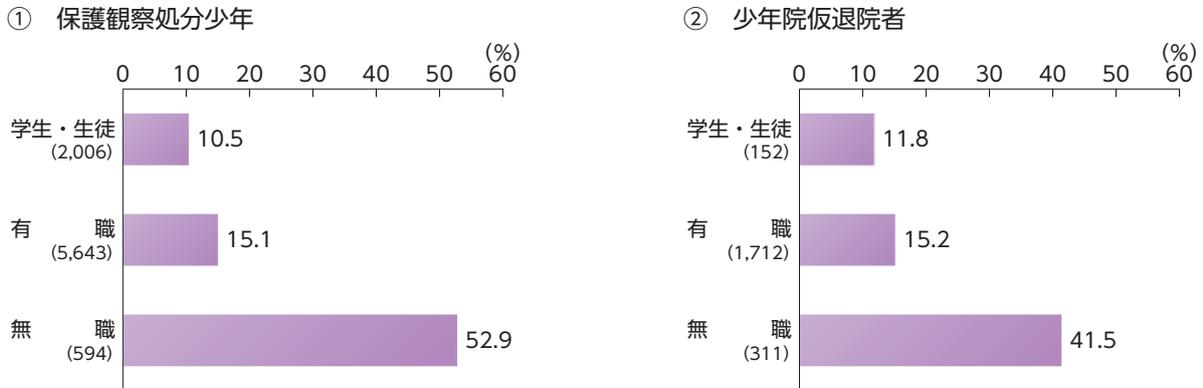
4 「罰金」のうち、「交通」は、過失運転致死傷等（刑法211条に規定する罪については、車両の運転によるものに限る。）、交通関係4法令違反及び道路運送法違反によるものであり、「一般」は、それ以外の罪によるものである。

5 「その他」は、拘留、科料、起訴猶予、児童自立支援施設・児童養護施設送致等である。

令和元年に保護観察が終了した保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、再処分率を保護観察終了時の就学・就労状況別に見ると、**5-2-5-6図**のとおりである。保護観察処分少年，少年院仮退院者共に，無職であった者は，有職又は学生・生徒であった者と比べて，再処分率が顕著に高い。

5-2-5-6図 保護観察対象少年の再処分率（終了時の就学・就労状況別）

(令和元年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は，交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 保護観察終了時の就学・就労状況による。ただし，犯罪又は非行により身柄を拘束されたまま保護観察が終了した者については，身柄を拘束される直前の就学・就労状況による。
 4 「再処分率」は，保護観察終了人員のうち，保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については，その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。
 5 家事従事者，定収入のある無職者及び不詳の者を除く。
 6 () 内は，実人員である。